

上尾市犯罪被害者等 相談支援ハンドブック



令和6年3月
交通防犯課

被害に遭われた方は、理不尽な暴力により、体の被害だけでなく、心にも大きな傷を負います。また、被害の時の状況から無力感や社会からの孤立感などを感じたり、加害者への不信感から社会全体に不安を感じたりすることもあります。さらに、医療機関への通院や、警察・検察への捜査協力などのために交通費が必要となることや、事件現場になった自宅から転居を余儀なくされるなど、経済的にも大きな痛手を受けます。このような状態から回復するには、多くの支える手が必要です。

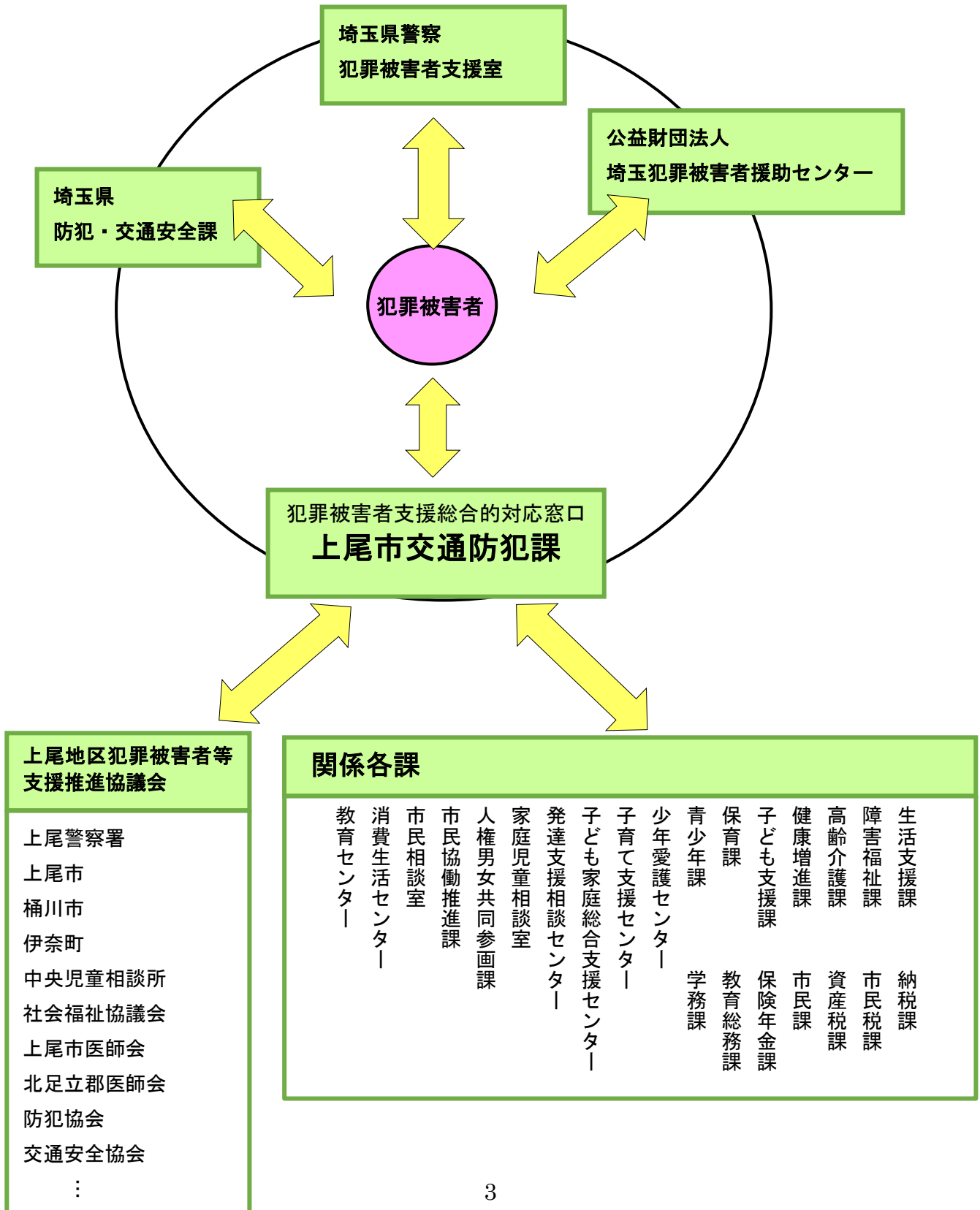
市役所は市民にとって最も身近な窓口です。被害者等が窓口を訪れた際は、被害者が置かれた状況をよく理解し、被害者に配慮した対応を心がけていく必要があります。

目 次

1	犯罪被害者等の相談支援体制	3
2	上尾市役所での相談について	4
	◆ 各種相談について	4
	◆ 生活に困窮する世帯への支援について	5
	◆ DVに関する支援について	7
	◆ 身体に関する支援について	8
	◆ 子育てに関する支援について	9
3	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	12
4	その他の関係機関	13

1 犯罪被害者等の相談支援体制

交通防犯課は、「犯罪被害者支援総合的対応窓口」として、見舞金支給手続きの他、犯罪被害者やその家族が直面している様々な問題に円滑に対応するため、庁内関係課をはじめとする関係各機関等と連携し、支援体制の充実を図ります。



2 上尾市役所での相談について

◆ 各種相談について

法律相談

○弁護士、司法書士および行政書士等による「法律相談」を行っています。
損害賠償、離婚、相続、調停・訴訟の手続きなどを相談することができます。(予約制)

問合せ 市民相談室 TEL 048-775-4643

○女性弁護士による「女性のための法律相談」を行っています。
(毎週第3火曜日・予約制・1回30分)

問合せ 男女共同参画推進センター TEL 048-778-5110

女性相談

○女性カウンセラーが「女性のための相談」を行っています。
家族・友人関係の悩み、自身の生き方など、さまざまな悩みごとの相談に応じます。
(毎週水曜日・予約制・1回30分)

問合せ 男女共同参画推進センター TEL 048-778-5110

○女性相談支援員が「女性の悩み電話相談」を行っています。
性的な被害、家族の状況など、さまざまな困難を抱えている女性からの相談に応じます。
(平日 10時～正午、13時～16時・初回50分、2回目以降30分)
※状況に応じて、個別の支援を行います。

問合せ 男女共同参画推進センター TEL 048-778-5110

消費生活相談

○専門員による「消費生活相談」を行っています。
架空請求、クーリング・オフ、契約トラブル、多重債務問題などを相談することができます。

問合せ 消費生活センター TEL 048-775-0801

人権相談

○法務省から委嘱された人権擁護委員による「人権相談」を行っています。人権侵害、
ハラスメントなどを相談することができます。(月1回開催、6月は2回開催)

問合せ 人権男女共同参画課 TEL 048-775-5117

健康相談

○健康に関する相談(健康増進、疾病予防、栄養、運動、こころの健康など)を行っています。

問合せ 健康増進課 (東保健センター)TEL 048-774-1414
(西保健センター)TEL 048-774-1411

子ども・児童・少年相談

○子育て相談(子育て全般、虐待など)、若者相談(ひきこもり、不登校など)についての相談を行っています。

問合せ 子ども家庭総合支援センター TEL 048-783-4964

○青少年の悩み事(学校・家庭での問題、非行など)の相談を行っています。

問合せ 少年愛護センター (フリーダイヤル)0800-800-4188
TEL 048-775-8718

◆ 生活に困窮する世帯への支援について

生活保護制度

○家族が死亡したり、障害や傷病のため働けなくなったりしたことにより、世帯の収入が減少し生活に困窮するような場合には、その程度に応じ生活保護が受けられる場合があります。

問合せ 生活支援課 TEL 048-775-5119
内線 208・211~216・245・246

生活困窮者自立支援

○生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行っています。仕事や生活のことで抱えている問題が深刻化・深刻化する前に、自立の促進を図ります。

問合せ 生活支援課 TEL 048-729-4835
くらしサポート相談窓口 内線 223

市税や保険料等の減免・猶予

○一定の要件に該当し、市税が一時に納付することができないと認められた場合には、徴収の猶予等を受けることができます。

問合せ 納税課 TEL 048-775-5194
内線 294

○(市民税・県民税)生活保護法の規定による保護を受けた場合、減免になる場合があります。

問合せ 市民税課 TEL 048-775-5131
内線 276

○(固定資産税・都市計画税) 家屋が火災の被害にあった際、減免(火災減免)となる場合があります。

○(固定資産税・都市計画税) 生活保護法の規定による保護を受けた場合、減免になる場合があります。

問合せ 資産税課 TEL 048-775-5134
内線 284

○(介護保険料) 世帯の収入が著しく減少した場合や特別な事情がある場合、徴収猶予や減額となる場合があります。

問合せ 高齢介護課 TEL 048-775-5127
内線 262

○(後期高齢者医療保険料) 世帯の収入が著しく減少した場合や特別な事情がある場合、減額となる場合があります。

問合せ 保険年金課 TEL 048-775-5125
内線 144

○(国民健康保険税) 災害その他特別な事情がある場合、減免となる場合があります。

問合せ 保険年金課 TEL 048-782-6471
内線 131

○(医療費の一部負担金) 災害その他特別な事情がある場合、減免となる場合があります。

○(高額療養費) 同じ月に支払った医療費について、限度額を超えた分が払い戻されます。

- (限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証) 病院の窓口で提示することで、同じ月、同じ医療機関での一部負担金の金額が自己負担限度額までになります。
- (第三者行為による被害届) 交通事故や暴力等など第三者の行為によって傷害を受けた場合、第三者行為による被害届を提出することで、国民健康保険・後期高齢者医療保険を使って治療を受けることができます。

問合せ 保険年金課 (74歳まで)TEL 048-782-6481
内線 134
(75歳以上)TEL 048-775-5125
内線 144

- (国民年金保険料) 本人、配偶者、世帯主の前年の所得が一定以下などの場合、納付の免除や猶予となる場合があります。

問合せ 保険年金課 TEL 048-775-5137
内線 136~138

◆ DVに関する支援について

DV 電話相談

- 専門の相談員が「DV 電話相談」を行っています。
恋人や配偶者などからの暴力を受けている人(性別不問)からの電話相談に応じます。
(平日 10 時~正午、13 時~16 時)
※状況に応じて、避難先の確保など個別の支援を行います。

問合せ 男女共同参画推進センター/上尾市配偶者暴力相談支援センター
TEL 048-778-5110

個人情報の保護

- DV等の被害により住所を探索されたり、危害を受ける恐れがある場合は、住民登録して、「DV等支援措置」を申し出ることにより、相手方等からの住民票の写しの交付請求や住民基本台帳の閲覧等を制限することができます。

問合せ 市民課 TEL 048-775-5128
内線 121

○年金の手続きにおける情報の取扱いを厳格にするため、専用の基礎年金番号へ変更することができます。年金事務所で相談をお受けしますので、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

問合せ 保険年金課 TEL 048-775-5137
内線 136~138
大宮年金事務所 TEL 048-652-3399

○市内に住所のある方が、他市に避難している場合は、届出により市民税・県民税及び軽自動車税(種別割)の納税通知書の送付先を変更することができます。

問合せ 市民税課 (市民税・県民税)TEL 048-775-5131
内線 276
(軽自動車税)TEL 048-775-5130
内線 271

○他市町村から住民票を動かさずに上尾市に避難している方は、上尾市国民健康保険に加入することができます。また、上尾市から避難している方は、上尾市国民健康保険を喪失することができます。ただし、社会保険の扶養に入っている方は別途ご相談ください。

問合せ 保険年金課 TEL 048-782-6471
内線 131

○上尾市国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入したまま避難する方は、医療費通知等の差し止めができます。

問合せ 保険年金課 国保TEL 048-782-6481
内線 134
後期TEL 048-775-5125
内線 143

◆ 身体に関する支援について

障害者手帳

○犯罪被害により受傷し、身体に障害が残った場合には、障害者手帳の交付が受けられる場合があります。障害の種別や等級にもよりますが、手帳の取得により、交通機関の運賃減免や税の控除など様々な支援制度を受けることができます。

問合せ 障害福祉課 TEL 048-775-5122
内線 231

障害福祉サービス

○障害者総合支援法や児童福祉法に基づくサービスが受けられる場合があります。

問合せ 障害福祉課 TEL 048-775-5122
内線 231

介護保険サービス

○要介護・要支援認定を申請することにより、認定結果に応じて様々な介護サービスを利用することができます。

問合せ 高齢介護課 TEL 048-775-5126
内線 254

養護老人ホームへの入所

○おおむね65歳以上で環境上や経済的理由等により在宅での生活が困難となった方の入所相談や申請に対応します。

問合せ 高齢介護課 TEL 048-775-4190
内線 242

障害基礎年金

○国民年金加入中(または20歳前、もしくは60歳以上65歳未満の年金制度に加入していない期間)に初診日のあるケガや病気で、一定の障害の状態にあるときに支給されます。

問合せ 保険年金課 TEL 048-775-5137
内線 136~138

◆ 子育てに関する支援について

保育施設

○就労や病気・ケガなどの理由で、子どもの保育ができない保護者に代わり、子どもの保育を行っています。「認可保育所」「認定こども園」「地域型保育施設」等があります。

○特別な事情がある場合、保育料の減額や徴収猶予となる場合があります。

問合せ 保育課 TEL 048-775-5121
内線 583

一時保育

○保護者が入院や通院等の事情で、家庭での保育が一時的に困難な場合に利用できます。

問合せ 保育課 TEL 048-775-5044
内線 581

ファミリー・サポート・センター

○育児の支援を受けたい人と育児の援助を行う人が会員になり、地域で助け合いながら子育てをします。社会福祉協議会のアドバイザーが相談を受け、顔合わせを行います。

問合せ 子ども支援課 TEL 048-783-4962

子どもショートステイ

○小学6年生までの児童を対象とした宿泊を伴う預かり(原則7日以内)が可能です。また、日帰り預かり(原則7日以内)も行っています。

問合せ 子ども家庭総合支援センター TEL 048-783-4964

ひとり親の方へのサポート

○(母子生活支援) DV 被害者や生活に困窮した母子を施設で保護し、自立を支援します。

問合せ 子ども家庭総合支援センター TEL 048-783-4964

○(ひとり親家庭等医療費の助成) 一定の条件に合致した場合には、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が支給されます。

○(児童扶養手当) 一定の条件に合致した場合には、子どもの人数と所得状況に応じた児童扶養手当が支給されます。

- (交通遺児手当) 義務教育修了前の児童の両親またはそのどちらかが、交通事故によって死亡または重度障害を負った場合、その児童を養育している保護者に交通遺児手当を支給します。

問合せ 子ども支援課 TEL 048-775-6819
内線 574

就学援助制度

- 経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、就学に必要な経費の一部を援助しています。

問合せ 学務課 TEL 048-775-9604
内線 741

入学準備金・奨学金貸付制度

- 進学の間意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難と認められる生徒・学生へ、入学準備金や奨学金の貸し付けを行っています。

問合せ 教育総務課 TEL 048-775-9469
内線 711

3 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターは、犯罪被害に遭われた方やそのご家族等からのご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、埼玉県、埼玉県警察、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターが一体となって運営しています。

所在地：埼玉県武蔵浦和合同庁舎（武蔵浦和駅西口、ラムザタワー3階）

総合対応電話：0120-735-001

埼玉県防犯・交通安全課（分室）

- 被害者支援の理解を深める広報・啓発を行っています。
- 生活問題に関する情報提供・助言を行っています。
- 市町村・関係機関との連絡・調整を行っています。

問合せ 048-710-5036

埼玉県警察犯罪被害者支援室

- 被害直後からの早期支援を行っています。
- フリーダイヤルによる電話相談を行っています。
- 専門的知識や技術を有する職員（臨床心理士等）によるカウンセリングを行っています。
- 警察の捜査や裁判の流れなどの説明や付き添い等の支援を行っています。

問合せ 0120-381858

公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター

- 電話や面接による相談を行っています。
- 必要な情報の提供を行っています。
- 弁護士による相談、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。
- 病院や裁判所などへ付き添い支援を行っています。

問合せ 048-865-7830

4 その他の関係機関

アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)

○性犯罪・性暴力被害のための専用相談電話です。

埼玉県、埼玉犯罪被害者援助センター、県産婦人科医会、弁護士が協力・連携して性暴力等犯罪被害者の総合的な支援を行っています。相談対応は、法律的に守秘義務を有する女性相談員が、24時間365日対応します。

問合せ アイリスホットライン TEL 0120-31-8341

検察庁

○専門の被害者支援員が、被害者の方々からの様々な相談に対応します。法廷への案内・付き添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの手助けをするほか、状況に応じて、精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体等を照会するなどの支援活動を行っています。

問合せ さいたま地方検察庁企画調査課
被害者ホットライン 048-863-2298

埼玉弁護士会犯罪被害者支援センター

○弁護士による無料の法律相談を行っています。

問合せ 048-837-8760

法テラス(日本司法支援センター)

○支援の経験や理解のある弁護士の紹介、無料法律相談や弁護士費用の立替えを行っています。

問合せ 0570-079714

NASVA(ナスバ)埼玉支所(独立行政法人自動車事故対策機構)

○交通遺児への生活資金貸付、交通事故で重度の後遺障害を負った人に対する介護料の支給等を行っています。

問合せ 交通事故被害者ホットライン 0570-000738